

25
31
省
略

第七十三條第一項 第四號	第七十三條第四項	第七十三條第五項				第七十七條第一項	第七十七條第二項
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

25
31
同
上

同上	同上	同上				同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

〔輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正〕

第二十条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）

第六条 省 略

2・3 省 略

4 保税地域から引き取られる課税物品（特例申告に係る課税物品を除く。）に係る内国消費税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条（修正申告）の規定による修正申告又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正は、当該物品が保税地域から引き取られる前においても、することができるとする。この場合において、当該修正申告又は更正により納付すべき税額に相当する内国消費税は、第九条第一項の規定に該当する場合を除き、当該引取りの時までに納付しなければならない。

5 保税地域から引き取られる課税物品（石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭（第十二条及び第十六条において「原油等」という。）で同法第十五条第一項の承認を受けている者により引き取られるものを除く。第十九条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第三項（過少申告加算税等の納付）の規定の適用については、同項中「限る。以下この項において同じ」とあるのは「限る」と、「経過する日」とあるのは「経過する日（過少申告加算税又は重加算税（同条第一項の規定によるものに限る。）であつて、当該一月を経過する日がその納付の基因となつた内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）に係る課税物品（同条第二号に規定する課税物品をいう。）の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日前であるものについては、当該輸入の許可の日」とする。

6 関税法第七条の十四第二項（輸入の許可前における納税申告の修正）の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課税物品の輸入の許可前にする第四項の修正申告について、関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について、関税法第七条の十六第四項ただし書（輸入の許可前にする減額更正）の規定は、消費

（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）

第六条 同 上

2・3 同 上

4 保税地域から引き取られる課税物品（特例申告に係る課税物品を除く。）に係る内国消費税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条（修正申告）の規定による修正申告又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正は、当該物品が保税地域から引き取られる前においても、することができるとする。この場合において、当該修正申告又は更正により納付すべき税額に相当する内国消費税は、第九条第一項の規定に該当する場合を除き、当該引取りの時までに納付しなければならない。

5 保税地域から引き取られる課税物品（石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭（第十二条及び第十六条において「原油等」という。）で同法第十五条第一項の承認を受けている者により引き取られるものを除く。第十九条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通則法第三十五条第三項（過少申告加算税等の納付）の規定の適用については、同項中「限る。以下この項において同じ」とあるのは「限る」と、「経過する日」とあるのは「経過する日（過少申告加算税又は重加算税（同条第一項の規定によるものに限る。）であつて、当該一月を経過する日がその納付の基因となつた内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）に係る課税物品（同条第二号に規定する課税物品をいう。）の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日前であるものについては、当該輸入の許可の日」とする。

6 関税法第七条の十四第二項（輸入の許可前における納税申告の修正）の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課税物品の輸入の許可前にする第四項の修正申告について、関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税についての国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について、関税法第七条の十六第四項ただし書（輸入の許可前にする減額更正）の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申

税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又は税額を減額する第四項の更正（課税物品に係る内国消費税の納付前にするものに限る。）について、関税法第八条第四項ただし書（賦課決定通知）の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の賦課決定（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。）について、それぞれ準用する。

（郵便物の内国消費税の納付等）

第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名宛人に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名宛人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取るうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又は税額を減額する第四項の更正（課税物品に係る内国消費税の納付前にするものに限る。）について、関税法第八条第四項ただし書（賦課決定通知）の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の賦課決定（国税通則法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。）について、それぞれ準用する。

（郵便物の内国消費税の納付等）

第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名宛て人に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名宛て人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取るうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受ける場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三章第一節の規定は、適用しない。

6 関税法第七十七条の二（第二項に限る。）から第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の納付委託等）の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十條」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」とあるのは「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

8 関税法第七十七条第六項及び第七項（関税の納付前における郵便物の受取り）

4 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第二項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受ける場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6 関税法第七十七条の二（第二項に限る。）から第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の納付委託等）の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十條」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

8 関税法第七十七条第六項及び第七項（関税の納付前における郵便物の受取り）

の規定は、第一項の郵便物の名宛人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け取るうとする場合について準用する。

(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)

第八条 省 略

2 省 略

3 関税法第八十五条第一項（公売代金等の充当等）（同法第八十八条において準用する場合を含む。）又は第三百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知をすることを要しない。

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 省 略

2 省 略

3 前項の規定は、当該保税地域が次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ当該各号に定める場所に該当する場合には、当該課税物品については、適用しない。この場合において、当該課税物品については、たばこ税法第五条（保税地域に該当する製造場）、揮発油税法第四条（保税地域に該当する製造場）又は石油ガス税法第二十六条（保税地域に該当する石油ガスの充てん場）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ、当該場所を保税地域でない当該各号に定める場所とみなして、消費税法等の規定を適用する。

一・二 省 略

三 課税石油ガス（石油ガス税法第三条（課税物件）に規定する課税石油ガスをいう。）石油ガスの充てん場（同法第二条第四号（定義）に規定する石油ガスの充てん場をいう。）

4・5 省 略

(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)

第十四条 省 略

2 前項（第一号及び第二号（関税率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

の規定は、第一項の郵便物の名あて人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け取るうとする場合について準用する。

(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)

第八条 同 上

2 同 上

3 関税法第八十五条第一項（公売代金等の充当等）（同法第八十八条において準用する場合を含む。）又は第三百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知をすることを要しない。

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 同 上

2 同 上

3 前項の規定は、当該保税地域が次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ当該各号に定める場所に該当する場合には、当該課税物品については、適用しない。この場合において、当該課税物品については、たばこ税法第五条（保税地域に該当する製造場）、揮発油税法第四条（保税地域に該当する製造場）又は石油ガス税法第二十七条（保税地域に該当する石油ガスの充てん場）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定輸出貨物である課税物品の区分に応じ、当該場所を保税地域でない当該各号に定める場所とみなして、消費税法等の規定を適用する。

一・二 同 上

三 課税石油ガス（石油ガス税法第三条（課税物件）に規定する課税石油ガスをいう。）石油ガスの充てん場（同法第二条第四号（定義）に規定する石油ガスの充てん場をいう。）

4・5 同 上

(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)

第十四条 同 上

2 前項（第一号及び第二号（関税率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

3 第一項(第一号及び第二号(関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。)
(に係る部分に限る。))の規定による還付金について還付加算金(国税に係る共
通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項に規定す
る還付加算金をいう。)を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項
の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による還付
の請求があつた日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金
につき充当(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律
第五十七条第一項(充当)の規定による充当をいう。以下この項において同じ。
)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、そ
の適することとなつた日)までの期間とする。

(変質、損傷等の場合の軽減又は還付等)

第十五条 省 略

24 省 略

5 第二項の規定による還付金については、国税に係る共通的な手続並びに納税者
の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の規定は、適用し
ない。

(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)

第十六条 省 略

211 省 略

12 第四項の規定による還付金については、国税に係る共通的な手続並びに納税者
の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の規定は、適用し
ない。

13 省 略

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等)

第十六条の三 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定による還付金については、国税に係る共通的な手続並びに納税者
の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の規定は、適用し
ない。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等)

第十七条 省 略

3 第一項(第一号及び第二号(関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。
(に係る部分に限る。))の規定による還付金について還付加算金(国税通則法第
五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。)を計算する場合には、その計算
の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三
十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日からその還付のための支払決定
をする日又はその還付金につき充当(国税通則法第五十七条第一項(充当)の規
定による充当をいう。以下この項において同じ。)をする日(同日前に充当をす
るのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)まで
の期間とする。

(変質、損傷等の場合の軽減又は還付等)

第十五条 同 上

24 同 上

5 第二項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項(還付加
算金)の規定は、適用しない。

(保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例)

第十六条 同 上

211 同 上

12 第四項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項(還付加
算金)の規定は、適用しない。

13 同 上

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等)

第十六条の三 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項(還付加
算金)の規定は、適用しない。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等)

第十七条 同 上

215 省 略

6 第一項及び第二項の規定による還付金については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（引取りに係る内国消費税の延滞税の免除）

第十八条 保税地域から引き取る課税物品に係る関税額の全部又は一部がやむを得ない理由によりその法定納期限後に確定したことに基き、当該物品の内国消費税額の全部又は一部がその法定納期限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第八号（定義）に規定する法定納期限をいう。）後に確定することとなったものであることについて、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、その税額に係る延滞税については、その確定に係る修正申告書の提出があつた日又は更正通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日以前の期間に対応する部分の金額を免除する。

（過少申告加算税等の特例）

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品（特例申告に係る課税物品を除く。以下この条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項（引取りに係る課税物品についての申告等の特例）の規定による課税標準及び税額の申告書（第三項及び次条第一項において「当初申告書」という。）が提出された場合」と、「第三十五条第二項（期限後申告等による納付）」とあるのは「第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は同法第六条第四項（引取り前における修正申告等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取りに係る納付）」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項若しくは第九条第一項」と、同条第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、「期限内申告書（次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」とする。

215 同 上

6 第一項及び第二項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（引取りに係る内国消費税の延滞税の免除）

第十八条 保税地域から引き取る課税物品に係る関税額の全部又は一部がやむを得ない理由によりその法定納期限後に確定したことに基き、当該物品の内国消費税額の全部又は一部がその法定納期限（国税通則法第二条第八号（定義）に規定する法定納期限をいう。）後に確定することとなったものであることについて、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、その税額に係る延滞税については、その確定に係る修正申告書の提出があつた日又は更正通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日以前の期間に対応する部分の金額を免除する。

（過少申告加算税等の特例）

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品（特例申告に係る課税物品を除く。以下この条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通則法第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項（引取りに係る課税物品についての申告等の特例）の規定による課税標準及び税額の申告書（第三項及び次条第一項において「当初申告書」という。）が提出された場合」と、「第三十五条第二項（期限後申告等による納付）」とあるのは「第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は同法第六条第四項（引取り前における修正申告等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取りに係る納付）」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項若しくは第九条第一項」と、同条第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、「期限内申告書（次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」とする。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十六条（無申告加算税）の規定の適用については、同条第一項中「期限後申告等」とあるのは「決定等」と、「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」と、「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第三項第一号中「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第五項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」とする。

3 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十八条（重加算税）の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書又は同条第五項若しくは第六項の規定」とあるのは「同項ただし書又は同条第五項の規定」と、「法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき」とあるのは「同条第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき」とする。

（保税地域からの引取りに係る納税管理人）

第二十一条の二 保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるため国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人（以下この条において「納税管理人」という。）を定めなければならない者が関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人を定めなければならない者である場合には、当該税関事務管理人を保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるための納税管理人として定めなければならない。この場合において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百七十七条第一項の規定の適用については、同項中「住所又は居所を有する者」とあるのは、「住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者」とする。

（当該職員の権限）

第二十二条 税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、内国消費税に関する調査について必要な範囲内で、第十六条第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、同条第三項の確認を受けた者又は同条第四項の承認を受けた者に対して質問し、その消費若しくは使用する課税物品、当該物品を原料若しくは材料として製造した製品若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条（無申告加算税）の規定の適用については、同条第一項中「期限後申告等」とあるのは「決定等」と、「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」と、「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第三項第一号中「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第五項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」とする。

3 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税に対する国税通則法第六十八条（重加算税）の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書又は同条第五項若しくは第六項の規定」とあるのは「同項ただし書又は同条第五項の規定」と、「法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき」とあるのは「同条第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき」とする。

（保税地域からの引取りに係る納税管理人）

第二十一条の二 保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるため国税通則法第七十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人（以下この条において「納税管理人」という。）を定めなければならない者が関税法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関事務管理人を定めなければならない者である場合には、当該税関事務管理人を保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるための納税管理人として定めなければならない。この場合において、国税通則法第一百七十七条第一項の規定の適用については、同項中「住所又は居所を有する者」とあるのは、「住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者」とする。

（当該職員の権限）

第二十二条 税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、内国消費税に関する調査について必要な範囲内で、第十六条第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、同条第三項の確認を受けた者又は同条第四項の承認を受けた者に対して質問し、又はその消費若しくは使用する課税物品、当該物品を原料若しくは材料として製造した製品若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 2| 当該職員は、内国消費税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
- 3| 当該職員は、第一項の規定により、職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4| 第一項及び第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5| 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一まで（納税義務者等に対する調査の事前通知等）の規定は、税関長が、当該職員に第一項に規定する者に対し同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。
- 6| 第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 省 略

二 第十六条第十項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

三 第十六条第十一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 省 略

五 第二十二条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

- 2| 当該職員は、前項の規定により、職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3| 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四条 同 上

一 同 上

二 第十六条第十項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

三 第十六条第十一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 同 上

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第二十一条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

(当該職員の質問検査権等)

第五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調書を提出する義務がある者(当該国外送金等調書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。)に質問し、その者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七条第四号において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5| 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に国外送金等調書を提出する義務がある者に対し第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

6| 第四項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第七条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は

(当該職員の質問検査権)

第五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外送金等調書を提出する義務がある者(当該国外送金等調書に係る取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を含む。)に質問し、又はその者の国外送金等に係る為替取引に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七条第四号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

2| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第七条 同上

、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 省 略

四 第五条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

一〇三 同 上

四 第五条第一項の規定による検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示したとき。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第二十二條 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

(延滞税)

第十四條 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百三十四に相当する金額及び千分の八百六十六に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

24 省略

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十五條 前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 省略

(還付及び充当)

第十六條 省略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

34 省略

(還付加算金)

第十七條 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるた

(延滞税)

第十四條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百三十四に相当する金額及び千分の八百六十六に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

24 同上

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十五條 前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 同上

(還付及び充当)

第十六條 同上

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

34 同上

(還付加算金)

第十七條 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特

ばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百三十四に相当する金額及び千分の八百六十六に相当する金額を、それぞれ国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2・3 省略

(端数計算)

第十八条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(当該職員の質問検査権等)

第十九条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第二項の規定は、たばこ特別税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の五第一号の規定によるたばこ特別税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四条の十二第二項の職務を執行する場合について準用する。

3 第一項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号ハの規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二条の規定は、適用しない。

別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百三十四に相当する金額及び千分の八百六十六に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2・3 同上

(端数計算)

第十八条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

(当該職員の権限)

第十九条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下この章において「当該職員」という。）は、たばこ特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 たばこ税法第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三条において同じ。）、卸売販売業者（同法第二十七条第二項に規定する卸売販売業者をいう。）、又は小売販売業者（同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三条において同じ。）の組織する団体（当該団体をもって組織する団体を含む。）に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問する。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略	省略	省略	省略
省略	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
省略	法律	法律	法律

2 省略

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ことができる。

- 3 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。
- 4 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二条の規定は、適用しない。
- 5 当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第二十条 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

2 同上

第二十二條 第十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規

一 第十九条第一項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号イ若しくはロの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同号イからハまでの規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条第一項において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第一号イの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附 則

(外国公益法人等に関する経過措置)

第十一条 附則第一条第五号ロに掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四条第二項、第十条及び第四百四十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該外国法人の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度の所得に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の二十二」とあるのは、「百分の十九」とする。

附 則

(外国公益法人等に関する経過措置)

第十一条 附則第一条第五号ロに掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四条第二項、第十条及び第四百四十三条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

「第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める部分に限る。）、同法第百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第百二十九条とする改正規定及び同法第百二十七条を同法第百二十八条とし、同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分に限る。） 平成二十三年六月一日

二 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の

「第三節の二 石油石炭税法の特例

特例（第九十条の四―第九十条の七）」を

第一款 地球温暖化対策のための
第二款 その他の特例（第九十条

課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）に改める部分に限る。）
の四―第九十条の七）

「同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第八十七条から第九十一条までの規定 平成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第百二十条第三項の改正規定、同法第百二十二条第一項の改正規定、同法第百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号ロ並びに第百六十条第一項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第百六十六条の改正規定、同法第百九十条第二号の改正規定、同法第百九十四条第一項第五号の改正規定、同法第百九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法第二百二十八条の四第三項の改正規定、

同法第二百三十三條から第二百三十六條までの改正規定、同法第二百四十二條の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五(ハ)の改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七條まで及び第九條の規定

ロ 第二条中法人税法第三百三十三條第一項並びに第三百三十四條第一項、第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第五百五十三條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五百五十七條までの改正規定並びに同法第六百六十二條の改正規定並びに附則第二十五條の規定

ハ 第三条中相続税法第三十三條の二及び第三十四條第六項の改正規定、同法第五十九條第六項の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第六十條の二を削る改正規定並びに同法第七十條の改正規定並びに附則第三十一條の規定

ニ 第四条の規定(地価税法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を除く。)

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十五條第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條を削り、同法第六十三條の二を同法第六十三條とする改正規定並びに同法第六十五條第四号及び第五號を削る改正規定並びに附則第三十三條第二項の規定

ヘ 第七條中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十條の六の次に一條を加える改正規定、同法第五十三條を削り、同法第五十三條の二を同法第五十三條とする改正規定及び同法第五十八條第一項第十三號を削る改正規定並びに附則第三十四條第一項の規定

ト 第八条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條を削る改正規定、同法第六章中第二十八條を第二十七條とする改正規定、同法第二十九條第六號を削り、同条を同法第二十八條とする改正規定及び同法第三十條の改正規定並びに附則第三十四條第二項の規定

チ 第九条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第十七條第八項の改正規定(「(昭和三十七年法律第十六号)」を削る部分に限る。)、同法第二十六條を削り、同法第二十六條の二を同法第二十六條とする改正規定及び同法第二十八條第七號を削る改正規定並びに附則第三十四條第三項の規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十四條の二の改正規定、同法第十六條を削る改正規定及び同法第十七條の改正規定並びに附則第三十四條第四項の規定

ヌ 第十一条中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条を削る改正規定、同法第二十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章中第二十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九条第七号を削り、同条を同法第二十八条とする改正規定及び同法第三十条の改正規定並びに附則第三十四条第五項の規定

ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条を削る改正規定、同法第六章中第二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条とする改正規定及び同法第二十六条の改正規定並びに附則第三十四条第六項の規定

ヲ 第十三条中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九条を削る改正規定、同法第六章中第二十条を第十九条とする改正規定、同法第二十一条第三号を削り、同条を同法第二十条とする改正規定及び同法第二十二条の改正規定並びに附則第三十四条第七項の規定

ワ 第十四条中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二条を削る改正規定、同法第五章中第十三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を削り、同条を同法第十三条とする改正規定及び同法第十五条の改正規定並びに附則第三十四条第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二條を第二十一条とする改正規定、同法第二十三条第五号を削り、同条を同法第二十二條とする改正規定及び同法第二十四条を同法第二十三條とし、同法第二十五条を同法第二十四条とする改正規定並びに附則第三十六条の規定

コ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（第四条第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）、及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第四十一条第一項、第四十二条及び第四十三条の規定

タ 第十八条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）、及び附則第四十四条第二項から第四項までの規定

レ 第十九条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定

、同法第二十條の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十條の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條第一項の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定、同法第二十九條の三の改正規定、同法第三十一條第三項第一号及び第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号及び第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十二の改正規定、同法第四十一條の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十六の改正規定、同法第四十二條の二の二第三項の改正規定、同法第四十二條の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二條第八項の改正規定、同法第六十六條の四第八項の改正規定、同法第十一項第二号の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の六十七第七項の改正規定、同法第六十八條の八十八第八項の改正規定、同法第十一項第二号の改正規定、同項を同法第十三項とする改正規定、同法第十項の改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七條の八の改正規定、同法第八十八條の六の改正規定、同法第八十八條の七の改正規定、同法第八十九條の二の改正規定、同法第八十九條の三の改正規定、同法第九十條の四の改正規定、同法第九十條の五の改正規定、同法第九十條の二の改正規定、同法第九十條の四の三の改正規定、同法第九十條の五の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）、同法第九十條の六の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）、並びに同法第九十條の六の二の改正規定並びに附則第四十六條、第五十二條、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで、第八十三條、第八十四條第一項から第三項まで、第八十六條、第九十二條及び第九十八條（附則第四十九條第四項の改正規定に限る。）の規定

ソ 第二十條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第三項の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定並びに附則第九十三條の規定

ツ 第二十一條及び附則第九十四條の規定

ネ 第二十二條中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定並び